



エコ ツウ ステーション

建物施設ご利用に関する規 則

<http://eco.freedom.or.jp/>

第1条（定義）

本則は「ECO 通 STATION」（以下当館という）の建物施設利用賃貸借契約者ならびにビジターを含む当館を利用しようとするものに適用されるものとします。

第2条（目的）

当館は、健康維持や健康増進、また環境問題への取組みのため、自転車・ウォーキング・ランニングなど、ECOを意識したスタイルで通勤をする方々に対して、占有利用のロッカーやバイクラック及び共用の更衣室やシャワー設備を提供します。

当館は、特定非営利活動法人フリーダム（以下甲という）を賃貸人とし、施設利用者（以下乙という）を賃借人として建物施設賃貸借契約を結ぶことにより、ご利用頂く事ができます。また、建物や付帯設備の管理および「ECO 通 STATION」の運営は、甲が責任を持って行うものとします。

第4条（利用資格）

本契約締結に要する資格は以下のとおりです。

1. 年齢 18 歳以上の健康な方。（18 歳未満の場合は保護者の同意が必要）
2. 当社からの連絡が可能なメールアドレスを所有している方。
3. 暴力団関係者でない方。
4. 伝染病、その他、他人に伝染および感染する恐れのある疾病のない方。
5. 本規約に同意し、その他利用規則を遵守できる方。
6. 過去に甲により除名などの通告を受けていない方。

第5条（申し込み手続き）

当館施設を利用しようとするものは、本規約に同意したうえで、以下に定める手続きを行わなければなりません。

1. 当館施設の見学を行い、ロッカー又はバイクラックの位置及びシャワーなど付帯設備の確認をしてください。
2. 当館利用規約をご確認のうえ、利用種別及びバイクラックを利用する場合はバイクラックの位置を決めて、受付カウンターの利用申込書により申込を行ってください。

※別段の事情がない限りロッカーの位置は指定できません。

3. 利用開始日をお決めいただいたら、その日からの利用料金を日割にて計算しますので、現金にてお支払いください。

利用料金は、先払いになります。

4. 利用契約書にサインをして頂いて、ロッカーの鍵をお渡しします。

第6条（料金の支払い方法）

1. 利用区分ごとの料金は、別紙「料金表」の通りに定めます。

2. 乙は日額料金の場合、利用前に受付にて現金にて支払いを済ませるものとし、月額料金の場合は、毎月末日迄にその翌月分を受付にて現金で支払うか、甲の指定する銀行口座に振込みにより（振込み手数料は乙の負担とする）支払うものとしします。
3. 月額利用の開始月は、利用開始日よりの日割り計算した賃料（税抜き賃料／当月日数×残日数×消費税）及び手数料（5,250円／税込）を利用開始日までに現金または振込にてお支払い頂きます。尚、解約時の賃料は日割り計算をいたしません。
4. いったん納入した手数料や賃料は、返還する事が出来ません。

第8条 （ビジター／日額利用）

1. 甲は、ビジターに当館を利用させることができます。
2. ビジターは、「料金表」に定める施設利用料を現金にて支払う事により当館を利用する事が出来ます。

第9条 （諸規則の遵守）

1. 乙は当館の利用にあたり、本規約及び施設内諸規定を遵守し、施設スタッフの指示に従うとともに、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。
2. ビジターが当館を利用する際も同様とします。

第10条 （損害賠償責任免責）

1. 乙が当館の利用中、乙の責に帰する事由により乙自身が受けた損害について、甲は当該損害に関する責を負いません。
2. 乙が、当館から外出し、戸外でのトレーニング中や通勤中、乙の責に帰する事由により乙自身が受けた損害についても同様に、甲は当該損害に関する責を負いません。
3. 天災・火災などで、建物が滅失・棄損・破損し、甲の責めに帰す事が出来ない事由にて、乙の所持品に損害が及んだ場合には、火災保険の範囲内にて乙は甲に損害を賠償し、乙はそれ以上甲に何ら請求できないものとしします。
4. 天災・火災等、甲及び乙どちらの責めに帰する事も出来ない事情で建物が使用不能となった場合、即時契約は自動的に消滅するものとしします。

第11条 （乙の損害賠償責任）

1. 乙が当館施設の利用中、乙の責に帰する事由により甲または第三者に損害を与えた場合、その当事者の乙が当該損害に関する責を負うものとしします。（ビジターも同様）
2. 当館は、甲および乙による建物施設賃貸借契約に基づいて運営されており、甲は乙に対して当館施設（バイクラック・ロッカー・共用トイレ・共用シャワー・談話室など）を賃貸するに過ぎず、バイクを含む貴重品の保管などは、乙の責任において管理していただきます。
3. 館内における盗難・破損、利用者同士の事故などにおきまして、甲は一切関知いたしません。

第12条 （解約）

1. 月極利用の契約は、1年契約とし、解約の申し入れがあるまで自動更新されます。
2. 解約の申し入れは、当館受付またはメールにて受け付けし、後日メールにて解約条件を再度確認いたします。
3. 解約日は解約の申し出があった翌月の末日とします。
4. 未納賃料がある場合は、解約日までに全てお支払いください。

第13条（契約の解除）

1. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 第6条に規定する賃料などの支払。
 - ② 第11条第1項に規定する費用負担義務。
2. 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより本契約を継続することが困難であると認められるに至った時は、本契約を解除することができる。
 - ① 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に違反したとき。
 - ② 申込書または契約書についての虚偽事項の記載その他不正な方法により賃借したとき。
 - ③ その他本利用規則に規定する乙の義務に違反したとき。

第14条（施設の一時的封鎖、一時的休業）

次の各号に該当する場合、会社は諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。事前に予定されている場合については、一週間前までに甲は乙に対して、その旨を告知します。ただしこれにより賃料の支払い義務が軽減されたり免除されることはありません。

1. 気象災害、その他外因的事由によりその災害が利用者に及ぶと甲が判断した場合。
2. 施設の修繕または点検によりやむを得ない場合。
3. 定期休業等による場合。
4. その他重大な事由によりやむを得ない場合。

第15条（利用者の制限）

次の各号に該当するものの施設利用はこれを禁止します。ビジターも同様とします。

1. 刺青、タトゥーのある方。
2. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
4. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと甲が判断した方。
5. 医師から運動を禁じられている方。
6. 過去に甲より契約解除の通告を受けた方。
7. その他、正常な施設利用ができないと甲が判断した方。

第16条（賃貸料の変更並びに運営システム変更について）

1. 甲は、本規約に基づいて乙が負担すべき諸費用について甲が必要と判断した場合、これを甲は乙に2ヶ月前までに告知する事により変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを変更することが必要と甲が判断した場合、これを甲は乙に1ヶ月前までに告知する事により変更することができます。

第17条（更衣室、シャワーブースなどの利用方法について）

乙は館内の各施設について、マナーを守り適切にこれを使用しなければなりません。

1. 脱衣場は、スペースに限りがあるため、シャワー利用が終われば速やかに着替えを済ませて次の方のために場所をあけて下さい。
2. ロッカールーム及び脱衣場・シャワーブースでの飲食は、簡単な水分補給カロリー補給食の摂取を除き原則禁止とします。著しく臭いが出るものなど、他の利用者の迷惑になるものの持ち込みも禁止いたします。

3. ロッカールーム及び脱衣場・シャワーブースは、他の方も利用する共有スペースですので、清潔に使用してください。
忘れ物は保管可能なものについては甲にて 3 ヶ月間保管しますが、汚れた衣服や食料品など保管に耐えないものは甲の判断により廃棄します。
4. 貴重品はむやみに放置せず、自分の契約ロッカー内に保管して下さい。シャワー利用時には、備え付けの防水バッグに入れてシャワー室に持ち込むなど、事故の責任で管理してください。万が一更衣室内で盗難が発生しても、甲は一切その責を負いません。
5. シャワーブースは数が限られるため、混雑時は、長時間占有したりしないでください。エコロジーに配慮し、節水に心がけて 10 分以内の利用を目安に、次の方と交代するようにして下さい。
6. 備え付けのシャンプー・リンス・ドライヤー等施設備品を持ち帰らないでください。もしそのような行為が発覚した場合は即時利用を禁止します。
7. 契約ラックを持たないバイク来館者は指定の場所に駐輪して下さい。
8. ロッカーキーは、契約期間中は各自の責任において管理保管してください。万一鍵を紛失された場合は、キーの再発行代として 2,000 円頂きます。

第 18 条 (契約バイクラックおよびロッカーの利用方法)

1. ビジターとしてバイクラックをご利用の場合は、甲の指定する場所に駐輪してください。
月極利用の方は、ご自身で駐輪場所をお選びいただけます。ただし、ロッカー番号は月極・ビジターを問わず共に甲にて指定させていただきます。
2. ロッカーの位置により料金の差が生じる事はありません。
3. ロッカー・シャワールームへ入る扉には、自動ロック式のデジタルキーがあります。月極利用者は、任意の 4 桁の暗証番号で解錠して入室していただきますので、暗証番号はご自身で管理してください。ビジターの方は、その日の共通番号をお知らせしますので、その番号で解錠して下さい。
4. ロッカーには、着替え・シューズ・ヘルメット・アメニティ用品以外のものを入れて保管しないでください。貴重品は盗難などの被害があっても、会社は一切の責を負いません。
5. 雨具は、濡れたままの状態でもロッカーに持ち込まないでください。1F 及び 2F の雨具掛けに吊るして保管するか乾かしてからロッカーへ仕舞うなどして下さい。
6. ロッカーには、食料・生物・漏水の原因となるもの、臭いの発生原因となるものを入れないで下さい。これらが原因となり第三者が被害をこうむった場合は、所有者の責により賠償に応じなければなりません。漏水・悪臭の発生した場合、甲は乙の許可なく、ロッカーを開け問題解決にあたることができます。
7. 契約したバイクラック・ロッカーを第三者に転貸することはできません。
8. ロッカーの使用は本人に限ります。不特定多数でこれを共有使用することはできません。
9. 解約となった場合、留置されたバイク・ロッカー内の荷物は、3 ヶ月間は、甲が保管しますが、保管期間が終了しても、連絡がつかない場合は、乙は所有権を破棄したとみなし、これを処分します。処分後の異議申し立ては一切認めません。

施設概要：ECO 通 STATION (エコ ツウ ステーション)

〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下ル丸木材木町 684

Tel 075-241-1518 E-Mail eco@freedom.or.jp

運営会社：特定非営利活動法人フリーダム

〒604-0076 京都市中京区東堀川通丸太町下ル七丁目 10 カストルム二条 1F

Tel 075-241-0110 E-Mail info@free-d.jp